

大阪府指令環衛第151-5号

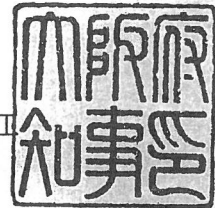
大阪府枚方市東香里新町3番9号

龍 泉 寺

平成16年5月25日付けで申請のあった墓地の経営は、次の条件を付けて
許可します。

平成16年6月15日

大阪府知事 齊 藤 房 江



条 件

- 1 当該許可に係る墓地の工事は、経営の許可を受けた後3年以内に完了すること。
- 2 墓地の工事が完了したときは、知事に届け出て検査を受け、合格してから使用すること。

(教 示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法第4条の規定により、大阪府知事に対し異議申立をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければなりません。

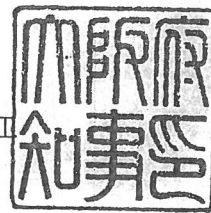
環衛第154-11号

平成16年9月10日

大阪府枚方市東香里新町3番9号

龍泉寺 代表役員 谷本 和弘 様

大阪府知事 齊藤 房江



墓地の工事完了検査結果について (通知)

下記に係る工事について、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第18条第2項に基づき検査を実施したところ、支障ないと認められるので通知します。

記

名 称	宗教法人 龍泉寺 ハピネスパーク牧野霊園
所 在 地	枚方市西牧野2丁目857-1、857-6、857-7、857-8
工事に係る許可年月日及び許可番号	平成16年6月15日 大阪府指令環衛第151-5号
検査年月日	平成16年8月31日

環衛第 610 号

平成 26 年 12 月 8 日

墓地等変更許可証

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	宗教法人龍泉寺 代表役員 谷本和弘
施設の名称	宗教法人龍泉寺ハピネスパーク牧野霊園
施設の所在地	大阪府枚方市西牧野 2 丁目 857-1 外
区別	墓地
条件	1 当該許可に係る墓地の工事は、変更の許可を受けた後3年以内に完了すること。 2 墓地の工事が完了したときは、市長に届け出て検査を受け、合格してから使用すること。

墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項に基づき、上記の条件を付けて変更を許可します。

枚方市長 竹内 脩



令和2年5月29日

墓地等変更許可証

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	宗教法人龍泉寺 代表役員 谷本和弘
施設の名称	宗教法人龍泉寺ハピネスパーク牧野霊園
施設の所在地	大阪府枚方市西牧野2丁目857-1外
区別	墓地
条件	1 当該許可に係る墓地の工事は、変更の許可を受けた後3年以内に完了すること。 2 墓地の工事が完了したときは、市長に届け出て検査を受け、合格してから使用すること。

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項に基づき、上記の条件を付けて変更を許可します。

枚方市長 伏見



[教示]

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方市を被告（訴訟において枚方市を代表する者は、枚方市長となります。）として、大阪地方裁判所に提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、(1)の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

保衛環第 152 号
令和 3 年 8 月 6 日

宗教法人龍泉寺
代表役員 谷本 和弘 様

枚方市長 伏見 隆



墓地の工事完了検査結果について（通知）

下記に係る工事について、枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第 16 条第 2 項に基づく検査を実施したところ、支障ないと認められるので通知します。

記

名 称	宗教法人龍泉寺ハピネスパーク牧野霊園
所 在 地	大阪府枚方市西牧野 2 丁目 857-1 外
工事に係る許可年月日 及び許可番号	令和 2 年 5 月 29 日 保衛環第 1046 号
検査年月日	令和 3 年 7 月 26 日（月）、同年 8 月 2 日（月）